

JETRO

米国通商代表、通商法第 301 条に基づく中国知財問題の調査に関する公聴会を開催

2017 年 10 月 11 日

JETRO NY 知財部

柳澤、笠原

米国通商代表 (USTR) は 10 日、通商法第 301 条に基づく中国知的財産問題の調査に関する公聴会を開催した。New York Times 紙は、証言者として出席した米国企業や業界団体は、それぞれ以下のような異なる見解を示したと報じている¹。

Commission on the Theft of American Intellectual Property (中国における知的財産の扱いを監視するために 5 年前に設立された民間団体) の Richard Ellings 氏：「米国企業は、中国で製造拠点を設立することに合意するだけで、自社知的財産が窃盗される危険、または、技術移転を強制される危険にさらされる。中国の行為は全面的に不正であるため、米国政府は強さと影響力とを用いて対応する必要がある。」

U. S. China Business Council (中国で事業を行う企業 200 社を会員に擁する業界団体) のシニアバイスプレジデント Erin Ennis 氏：「会員企業を対象に行った調査で『中国で技術移転を要請されたことがある』と答えた者は、回答者の約 30%に留まり、『中国で技術移転を補償なしで強制されたことがある』と答えた者は少数であった。米国政府は米中貿易の成長を妨げる可能性のある一方的な措置を講じずに、同じ考えを持つ国を率いて中国側の対応を促すべきである。」

米国法曹協会 (ABA) 知的財産法部会の Scott Partridge 氏：「中国は近年、知的財産裁判所を 3 ヶ所で試験的に設置した。これは前向きな一歩が踏まれたことを示している。」

本調査に関して、USTR はパブリックコメントの募集も行っており (9 月 28 日締切)、提出されたコメントは以下の URL から参照可能となっている。

<https://www.regulations.gov/docketBrowser?rpp=50&so=DESC&sb=postedDate&po=0&dct=PS&D=USTR-2017-0016>

なお、通商法 301 条では、USTR は調査開始後 12 ヶ月以内に制裁措置等の内容を決定し、決定後、30 日以内 (180 日に延長可) にこれを実施することとされている。

以上

¹ New York Times (10 月 10 日付) <https://www.nytimes.com/reuters/2017/10/10/business/10reuters-usa-trade-china.html>